

令和7年5月13日

記者クラブ加盟社 各位

摂津市市長公室広報課

職員の懲戒処分の公表について

摂津市職員懲戒処分の指針に基づき、下記のとおり公表いたします。

処分年月日	令和7年5月12日
被処分者	保健福祉部 職員（20歳代）
処分内容	戒告
事案の概要	通勤届では通勤方法を公共交通機関としていたにもかかわらず、令和5年6月に変更の届出を行うことなく、同区間を自転車で通勤し、また同年8月に転居をした際の通勤届では、同区間の通勤方法の変更を記入することなく、徒歩及び自転車で通勤し、令和5年6月から令和7年3月までの22か月分の通勤手当194,630円を不正受給していたものである。 摂津市職員の通勤手当に関する規則第3条を無視し、虚偽の届出で不正に通勤手当を受給したことは、摂津市職員懲戒処分の指針の第22（8）諸給与の違法支払・不適正受給に該当する。 なお、職員はすでに全額返還をしている。

処分年月日	令和 7 年 5 月 1 2 日
被処分者	保健福祉部 会計年度任用職員（70 歳代）
処分内容	戒告
事案の概要	通勤届では通勤方法を公共交通機関としていたにもかかわらず、令和 6 年 7 月に変更の届出を行うことなく、同区間を家族による送迎で通勤し、令和 6 年 7 月から令和 7 年 2 月までの 8 か月分の通勤に係る費用弁償 87,300 円を不正受給していたものである。 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例施行規則第 22 条を無視し、虚偽の届出で不正に通勤に係る費用弁償を受給したことは、摂津市職員懲戒処分の指針の第 22（8）諸給与の違法支払・不適正受給に該当する。 なお、職員はすでに全額返還をしている。

処分年月日	令和 7 年 5 月 1 2 日
被処分者	生活環境部 会計年度任用職員（6 0 歳代）
処分内容	戒告
事案の概要	令和 4 年 4 月に公共交通機関の特別割引の適用を受けていたにも関わらず、通勤届では特別割引適用後の額の届出を行うことなく、また令和 6 年 4 月に通勤方法の変更の届出を行うことなく、復路の同区間を異なる公共交通機関で通勤し、令和 4 年 4 月から令和 7 年 1 月までの 3 4 か月分の通勤に係る費用弁償 1 2 7, 2 1 0 円を不正受給していたものである。 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例施行規則第 2 2 条を無視し、虚偽の届出で不正に通勤に係る費用弁償を受給したことは、摂津市職員懲戒処分の指針の第 2 2（8）諸給与の違法支払・不適正受給に該当する。 なお、職員はすでに全額返還をしている。

処分年月日	令和 7 年 5 月 1 2 日
被処分者	保健福祉部 会計年度任用職員（6 0 歳代）
処分内容	戒告
事案の概要	令和 2 年 7 月に変更の届出を行うことなく、異なる通勤経路で通勤し、また令和 4 年 9 月に変更の届出を行うことなく、異なる通勤経路で通勤し、令和 2 年 8 月から令和 7 年 2 月までの 5 5 か月分の通勤に係る費用弁償 7 1 9, 8 5 0 円を不正受給していたものである。 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例施行規則第 2 2 条を無視し、虚偽の届出で不正に通勤に係る費用弁償を受給したことは、摂津市職員懲戒処分の指針の第 2 2（8）諸給与の違法支払・不適正受給に該当する。 なお、職員はすでに全額返還をしている。

処分年月日	令和 7 年 5 月 1 2 日
被処分者	教育委員会事務局教育総務部 会計年度任用職員（6 0 歳代）
処分内容	戒告
事案の概要	通勤届では通勤方法を公共交通機関としていたにも関わらず、令和 6 年 1 1 月に変更の届出を行うことなく、同区間の復路を家族による送迎で通勤し、令和 6 年 1 2 月から令和 7 年 1 月までの 2 か月分の通勤に係る費用弁償 8, 2 4 0 円を不正受給していたものである。 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例施行規則第 2 2 条を無視し、虚偽の届出で不正に通勤に係る費用弁償を受給したことは、摂津市職員懲戒処分の指針の第 2 2（8）諸給与の違法支払・不適正受給に該当する。 なお、職員はすでに全額返還をしている。

※個人が識別されない内容のものとすることを基本としています。